平成三十一年三月二十二日災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県知事

佐

竹

敬

久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 **秋田県規則第十一号**

るものとする。 きは、繰替支弁金払戻請求書に証拠書類を添付して知事に提出す 繰替支弁をした災害発生市町村がその費用を請求しようとすると 線替支弁金の払戻請求) (繰替支弁金の払戻請求)	助に関する事務を処理するものとする。 助に関する事務を処理するものとする。 助に関する事務を処理するものとする。 助に関する事務を処理するものとする。 助に関する事務を処理するものとする。 助に関する事務を処理するものとする。	改正後
	(無替支弁金の払戻請求) 「他の対して知事に提出するものとする。 「他の対して知事に提出するものとする。 「他の対して知事に提出するものとする。」 「他の対して知事に提出するものとする。」 「他の対して知事に提出するものとする。」 「他の対して知事に提出するものとする。」 「他の対して知事に提出するものときは、当該の方に関する事務の処理)。 「他の対して知事に提出するものときは、当該の方に関する事務を処理するものとする。」 「他の対して知事に提出するものときは、当該の方に関する事務を処理するものとする。」 「他の対して知事に提出するものときは、当該の方に関する事務を処理するものとする。」 「他の対して知事に提出するものときな、当該教助に関する事務を処理するものとする。」	改正前

この規則は、 災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)の施行の日 (平成三十一年四月一日) から施行する。